

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年六月十七日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一五―一四―三九

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第二十二條 勤務時間法第十九條の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、そ</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第二十二條 勤務時間法第十九條の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、そ</p>

の期間は、当該各号に定める期間とする。

一〇九 (略)

十 職員の妻が出産する場合であつてその出産
予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつて
は、十四週間）前の日から当該出産の日以後
一年を経過する日までの期間にある場合にお
いて、当該出産に係る子又は小学校就学の始
期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養
育する職員が、これらの子の養育のため勤務
しないことが相当であると認められるとき
当該期間内における五日の範囲内の期間

十一〇十八 (略)

二〇四 (略)

の期間は、当該各号に定める期間とする。

一〇九 (略)

十 職員の妻が出産する場合であつてその出産
予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつて
は、十四週間）前の日から当該出産の日後八
週間を経過する日までの期間にある場合にお
いて、当該出産に係る子又は小学校就学の始
期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養
育する職員が、これらの子の養育のため勤務
しないことが相当であると認められるとき
当該期間内における五日の範囲内の期間

十一〇十八 (略)

二〇四 (略)

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。